

「公共建築工事標準仕様書」  
「公共建築改修工事標準仕様書」  
発刊のお知らせ

平成16年4月に、財団法人公共建築協会から「公共建築工事標準仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書」が改定・発刊されました。

これにより、国土交通省・文部科学省・厚生労働省・防衛施設庁などの全ての中央官庁仕様が統一（標準化）され、発注者側・受注者側双方の合理化と効率化を図ることになります。

なお、各省庁の固有の建築条件については、省庁毎に特記仕様で対応します。

本資料では、両仕様のウレタンゴム系塗膜防水に関する記述を抜粋しました。通常、官庁仕様では、前に記載した文章は、以降は記号で表しております。

例：防水層の下地は、9.2.4(a)による

本資料では、記号の後ろに点線の枠を設けて、その中に該当文章（青文字）を記載して、見やすくしております。

# 公共建築工事標準仕様書（平成16年度版）

## 塗膜防水（ウレタン）部分の抜粋

### 9章 防水工事

#### 1節 一般事項

##### 9.1.1 適用範囲

この章は、アスファルト防水……塗膜防水……に適用する。

##### 9.1.2 基本要用品質

###### (a) 防水工事

- (1) 防水工事に用いる材料は、所定のものであること。
- (2) 防水層は、所定の形状及び寸法を有し、所定の仕上り状態であること。
- (3) 防水層は、取合い部を含めて漏水がないこと。

###### (b) シーリング工事

##### 9.1.3 施工一般

- (a) 降雨・降雪が予想される場合、下地の乾燥が不十分な場合、気温が著しく低下した場合、強風及び高湿の場合、その他防水に悪影響を及ぼすおそれがある場合には、施工を行わない。
- (b) 防水層の施工は、監督職員の検査を受ける。
- (c) 防水層施工後、保護層を施工するまでの間は、機材等によって防水層を損傷しないように注意する。

### 5節 塗膜防水

#### 9.5.1 適用範囲

この節は、現場打ち鉄筋コンクリート下地に、屋根用塗膜防水材料（ウレタン系、ゴムアスファルト系）を用いて施工する塗膜防水に適用する。

#### 9.5.2 材料

##### (a) 主材料

塗膜を形成する材料は、JIS A 6021（屋根用塗膜防水材料）の屋根用により、種類はウレタンゴム系1類、ウレタンゴム系2類及びゴムアスファルト系とし、使用部位による区分は、平場は一般用又は共用、立上り部は立上り用又は共用とする。

(b)・(c) はゴムアスファルト系の記述

##### (d) その他の材料

プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、この節でいうシーリング材、仕上塗料等は、主材料製造所の指定する製品とする。

### 9.5.3 防水層の種別及び工程

#### (a) ウレタン系塗膜防水

(1) 防水層の工程による種別は、特記による。特記がなければ、表 9.5.1 とし、その適用は特記による。

表 9.5.1 ウレタン系塗膜防水の種別及び工程

種別 工程	X-1 工法		X-2 工法	
	材料・工法	使用量 (kg/m <sup>2</sup> )	材料・工法	使用量 (kg/m <sup>2</sup> )
1	接着剤塗り 通気緩衝シート張り	0.3	プライマー塗り	0.2
2	ウレタン防水材塗り	1.5 (注) 1	ウレタン防水材塗り 補強布張り	0.3 (注) 1
3	ウレタン防水材 (1類) 塗り	1.5 (注) 1	ウレタン防水材塗り	1.5 (注) 1 (0.9 (注) 1) (注) 2
4	仕上塗料塗り	0.2	ウレタン防水材 (1類) 塗り	1.2 (注) 1 (0.8 (注) 1) (注) 2
5	——	——	仕上塗料塗り	0.2

(注) 1.表中のウレタン防水材塗りの使用量は、硬化物比重が 1.0 である材料の場合を示しており、硬化物比重がこれ以外の場合にあっては、所要塗膜厚を確保するように使用量を換算する。

2.立上り部はすべて、種別 X-2 とし、工程 3 及び工程 4 を ( ) 内とする。

3.ウレタン防水材塗りについては、工程数を増やすことができる。

(2) 種別 X-1 のにおいて、脱気装置の種類及び設置数量は、特記による。

### 9.5.4 施工

#### (a) 下地

(1) 防水層の下地は、9.2.4(a)による。ただし、入隅は直角に、出隅は丸面又は 45 度に仕上げる。

#### 9.2.4(a) 防水層の下地

(1) 平場のコンクリート下地は、15 章 3 節 [床コンクリート直均し仕上げ] による直均し仕上げとし、

#### 15 章 3 節 床コンクリート直均し仕上げ

##### 15.3.1 適用範囲

この節は、・・・塗物、敷物・・・の下地・・・防水下地の工事に適用する。

##### 15.3.2 床面の仕上り

床面の仕上りの平たんさは、次による

(1) 壁の幅木回りは、3m につき 3mm 以内とする。

(2) 仕上り面でのむらは目視により支障がない程度にする。

(3)・・・

### 15.3.3 工 法

(a) 工法は、6.6.6 [上面の仕上げ] を行ったのち、次を標準として仕上げる。

- (1) 中むら取りを木ごてで行う。
- (2) 踏板を用いて金ごて押えを行い、セメントペーストを十分に表面に浮き出させる。
- (3) 締まり具合を見て、金ごてで強く押さえ平滑にする。
- (4) 粗面仕上げとする場合は、(3) の工程ののち、デッキブラシ等で目通りよく粗面に仕上げる。
- (5) . . . . .
- (6) セルフレベリング材塗りの場合は、(2) までの金ごて押さえ1回を行う。

(b) 仕上げ面で、こてむらの著しい箇所は、コンクリート硬化後グラインダーで平滑に仕上げる。

### 15.3.4 養生

(a) 表面仕上げ後、コンクリートの硬化状態を見計らい、6章7節 [養生] による養生のほか、ビニルシートで覆うなどして、表面の保護を行う。

(b) 上階の型枠取付け . . . . . 表面を傷つけないように行う。

その工法は、15.3.3 [工法] (a) の(1)から(3)までとする。

なお、防水層の下地をモルタル塗りとする場合の適用箇所は、特記により、15章2節 [モルタル塗り] による均しモルタル塗りとする。

### 15章2節 モルタル塗り

#### 15.2.3 調合及び塗厚

. . . 防水下地の床及び立上りの塗厚は、15 mm 以上とする。

(2) 立上りは、コンクリート打放し仕上げとし、特記がなければ、表6.2.3 [打放し仕上げの種別] のB種とする。

表6.2.3 打放し仕上げの種別

種別	コンクリート表面の 仕上り程度等	参 考
B種	目違い、不陸等の少ない良好な面とし、グラインダー掛け等により平滑に調整されたものとする。	仕上塗材を施すコンクリート表面に適用する。

ただし、下地を均しモルタル塗りとする場合は、15章2節による。

(2) ルーフドレン、和風便器、配管等と防水下地材との取合いは、シーリング材で処置する。

(b) プライマー塗りは、9.4.4(b)による。

#### 9.4.4(b) プライマー塗り

プライマーは、下地乾燥後清掃を行い、ローラーばけ等を用いて当日の施工範囲をむらなく塗布する。

(c) 下地の補強

- (1) コンクリートの打継ぎ箇所及び著しいひび割れ箇所は、U字形にはつり、シーリング材を充填したうえ、幅 100mm 以上の補強布を用いて補強塗りをを行う。
- (2) ルーフドレン、配管等の取合い、出隅及び入隅は、それぞれ幅 100mm 以上の補強布を用いて補強塗りをを行う。

(d) 防水材塗り

- (1) 防水材は、製造所の仕様により、可使時間に見合った量及び方法で練り混ぜる。
- (2) 防水材塗りは、材料に見合った方法で均一に塗り付ける。  
なお、種別 X-2・・・の場合は、補強布を張りながら塗り付ける。
- (3) 塗継ぎの重ね幅は 100mm 以上とし、補強布の重ね幅は 50mm 以上とする。
- (4) 種別 X-1、X-2 の立上り部においては、平場部との取合いから 100mm 程度の高さまで、防水材の増塗りをを行う。

(e) (a) から (d) 以外は、主材料製造所の仕様による。

# 公共建築改修工事標準仕様書（平成16年度版）

## 塗膜防水（ウレタン）部分の抜粋

### 3章 防水改修工事

#### 1節 一般事項

##### 3.1.1 適用範囲

この章は、アスファルト防水……塗膜防水の……改修工事……に適用する。

##### 3.1.2 基本要品質

###### (a) 防水工事

- (1) 防水工事に用いる材料は、所定のものであること。
- (2) 防水層は、所定の形状及び寸法を有し、所定の仕上り状態であること。
- (3) 防水層は、取合い部を含めて漏水がないこと。

###### (b) シーリング工事

##### 3.1.3 施工一般

- (a) 保護層、防水層、シーリング材、といその他並びにアルミニウム笠木等を撤去した結果、下地等が設計図書により施工を実施するのが不適當な場合は、監督職員と協議する。
- (b) 降雨・降雪が予想される場合、下地の乾燥が不十分な場合、気温が著しく低下した場合、強風及び高湿の場合、その他防水に悪影響を及ぼすおそれがある場合には、施工を行わない。
- (c) 防水層の施工は、監督職員の検査を受ける。
- (d) 防水層施工後、保護層を施工するまでの間は、機材等によって防水層を損傷しないように注意する。
- (e) 降雨等に対する養生方法は特記による。特記がなければ、次による。
  - (1) 降雨等のおそれがある日は、屋根防水層及び外部に面するシーリング材の撤去等の作業は行わない。
  - (2) 一日の作業終了後は、原則として降雨に対して漏水のないようにシート等の養生を行う。
  - (3) 工事の内容により、特定の養生を必要とする場合は、監督職員と協議する。

### 3.1.4 改修工法の種類及び工程

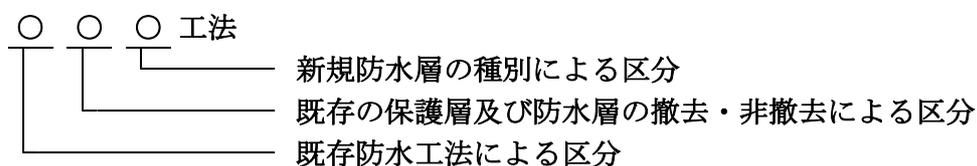
(a) 防水改修工法の種類は、表 3.1.1 により、適用は特記による。工程は、特記された種類に応じて、○印のある工程を行う。

表 3.1.1 防水改修工法の種類及び工程 (全 33 工法)

工程 工法 の種類		1	2	3	4	5	6	7	8	9
		既存 保護層 (立上り) 撤去	既存 保護層 (平場) 撤去	既存 断熱層 撤去	既存 防水層 (立上り) 撤去	既存 防水層 (平場) 撤去	既存 下地の 補修及 び処置	防水層 の新設	断熱材 の新設	保護層 の新設
P 1 B		○	○		○	○	○	○		○
P 1 B 1		○	○		○	○	○	○	○	○
P 2 A		○	○		○		○	○		○
P 2 A 1		○	○		○		○	○	○	○
P 0 A S		○			○		○	○		
P 0 A S I		○			○		○	○	○※5	
P 0 D		○			○		○	○		
P 0 D I		○			○		○	○	○※4	
P 0 S	密着	○			○		○	○		
	機械	○			○※1		○	○		
P 0 S I	密着	○			○		○	○	○	
	機械	○			○※1		○	○	○	
<b>P 0 X</b>		<b>○</b>			<b>○</b>		<b>○</b>	<b>○</b>		
T 1 B I		○	○	○	○	○	○	○	○	○
M 3 A S					○	○	○	○		
M 3 A S I					○	○	○	○	○※5	
M 3 D					○	○	○	○		
M 3 D I					○	○	○	○	○※4	
M 4 A S					○		○	○		
M 4 A S I					○		○	○	○※5	
M 4 C					○		○	○		
M 4 D I					○		○	○	○※4	
M 4 S					○		○	○		
M 4 S I					○		○	○	○	
S 3 S					○	○	○	○		
S 3 S I					○	○	○	○	○	
S 4 S	密着				○		○	○		
	機械				○※1		○	○		
S 4 S I	密着				○		○	○	○	
	機械				○※1		○	○	○	
<b>L 4 X</b>							<b>○</b>	<b>○</b>		
P 1 E		○※2	○※2		○	○	○	○		○※3
P 2 E		○※2	○※2		○		○	○		○※3

- 注) 1、※1の工程は、特記による。特記がなければ、ルーフィング類製造所の仕様による。  
 2、既存保護層が無い場合は、※2の工程は省略する。また、※3の工程は特記による。  
 3、※4の工程は、表3.3.9による。  
 4、※5の工程は、表3.4.3による。  
 5、改修工法名称の表示内容は、次ぎによる。

① 分類



② 既存防水工法による区分

- P－保護アスファルト防水工法 ※5  
 M－露出アスファルト防水工法 ※5  
 T－保護アスファルト断熱防水工法 ※5  
 S－合成高分子系ルーフィングシート防水工法  
 L－ウレタン系塗膜防水工法

(注) ※5のある既存防水工法には、改質アスファルトシート防水工法を含む

③ 既存の保護層及び防水層の撤去・非撤去による区分

- 1－保護層及び防水層撤去  
 2－保護層撤去及び防水層非撤去（立上り部等は、撤去）  
 3－露出防水層撤去  
 4－露出防水層非撤去（立上り部等は、表3.1.1による）  
 0－保護層及び防水層非撤去（立上り部等は、表3.1.1による）

④ 新規防水層の種別による区分

- A － 屋根保護防水 密着工法  
 B － " 絶縁工法  
 A I － " 密着断熱工法  
 B I － " 絶縁断熱工法  
 C － 屋根露出防水 密着工法  
 D － " 絶縁工法  
 D I － " 断熱工法  
 A S － 改質アスファルトシート防水工法  
 A S I － 改質アスファルトシート防水断熱工法  
 S － 合成高分子ルーフィングシート防水工法  
 S I － 合成高分子ルーフィングシート防水断熱工法  
 X － ウレタン系塗膜防水工法  
 E － 屋内防水 密着工法

## 2節 既存防水層の処理

### 3.2.1 適用範囲

この節は、既存防水の保護層や防水層等の撤去並びに新設する防水層の下地の補修及び処置に適用する。

### 3.2.2 材 料

新設する防水層の下地の補修に使用する材料は、次による。

#### (5) その他

ポリマーセメントモルタル、ポリマーセメントペースト、層間接着用プライマー、  
……二重ドレン等の材料は、ルーフィング類製造所の指定する製品とする。

### 3.2.3 既存保護層等の撤去

既存保護層等の撤去は、次による。

- (1) 保護コンクリート、れんが、モルタル笠木等の撤去は、ハンドブレイカー等を使用し、取合い部の仕上げ及び構造体等に影響を及ぼさないように行う。
- (2) 既存防水層非撤去の場合は、防水層に穴をあけないように十分注意する。
- (3) やむを得ず 150 N以上のハンドブレイカーを使用する場合は、監督職員と協議する。
- (4) コンクリート中の鉄筋等を切断する場合は、撤去面より深い位置で切断しポリマーセメントモルタル等で平滑に仕上げる。
- (5) 平場の既存保護層等を残す場合で、二重ドレンを設けない場合は、ルーフドレン端部から 500mm 程度まで保護コンクリート等の既存保護層を四角形に撤去する。

### 3.2.4 既存防水層等の撤去

既存防水層の撤去は、次による。

- (1) 平場及び立上り部の防水層の撤去は、下地に損傷を与えないように行う。
- (2) 3.2.3(5)により、既存保護層を撤去した後のルーフィング周囲は、下地に損傷を与えないように、ルーフィング端部から 300mm 程度まで既存防水層を四角形に撤去する。
- (3) ……L 4 X工法……のルーフドレン周囲の既存防水層は、ルーフィング端部から 300mm 程度まで既存防水層を四角形に撤去する。

### 3.2.5 ルーフドレン回りの処理

- (a) ルーフドレンの損傷、腐食、納まり等により、漏水のおそれがある場合は、監督職員と協議する。
- (b) 防水層及び保護層の撤去端部は、既存の防水層及び保護層を含め、ポリマーセメントモルタルで、勾配 1/2 程度平滑に仕上げる。
- (c) ……P O X工法において、二重ドレンを設ける場合は、特記による。  
特記により設ける場合の取付け方法等は、ルーフィング類製造所の仕様による。

### 3.2.6 既存下地の補修及び処置

(a) 既存下地の補修及び処置は、(b) から (f) による。

なお、補修箇所の形状、長さ、数量等は、特記による。

(c) 既存防水層の補修及び処置

(6) L A X工法

(i) 既存露出防水層の表面は、ゴミ等の異物を取り除き、水洗いを行う。

乾燥後、層間接着プライマーを塗布し、新規防水層との接着性をよくする。

(ii) 既存塗膜防水層表面の仕上げ塗装の除去は、特記による。

特記により除去する場合は、デッキブラシ等で水洗いを行う。

(iii) 既存防水層の破断、穴あき箇所の浮き部分及びふくれ部分は、切除し、ポリマーセメントモルタルで平滑に補修する。

既存防水層の劣化による粉化（チョーキング）部は、デッキブラシ等で水洗いを行う。

(d) 既存保護層の補修及び処置

(4) P O X工法

(i) 下地に付着している異物はケレンし、全面をデッキブラシ等で清掃する。

(ii) コンクリート面等のひび割れ部は、ポリマーセメントモルタル等で補修する。

(iii) 下地の欠損部及び脆弱部の補修及び処置は (b) (1) (iii) による。

(b) (1) (iii)

下地の欠損部は、ポリマーセメントモルタルで平滑に補修する。

支障のある浮き部は、撤去し、ポリマーセメントモルタルで補修する。

脆弱部は、ケレン等のうえポリマーセメントモルタル等で補修する。

(iv) 既存目地の補修及び処置は (2) (ii) による。

(2) (ii)

既存目地の補修及び処置は (1) (iv) による。

(1) (iv)

既存目地の欠損部は、ゴムアスファルト系シーリング材を充填するなどして、平に補修する。

また、突出している目地材は、平に撤去する。

なお、既存目地を脱気に利用する場合は、既存目地を撤去し、バックアップ材を用いてポリウレタン系シーリング材等を充填する。

なお、既存目地の欠損部はポリマーセメントモルタルを充填するなどして、平に補修する。

(v) 部分的な水はけ不良がある場合の処置は、(b) (2) (ii) による。

(b) (2) (ii)

部分的な水はけ不良がある場合は、ポリマーセメントモルタルで補修する。

ただし、勾配不良がみられる場合は、監督職員と協議する。

- (vi) 既存保護層及び防水層を撤去した立上り部等の補修及び処置は、  
(b) (3) (i) から (iii) による。

(b) (3)

(i) 下地に付着している防水層残存物等のケレン及び清掃を行う。

(ii) コンクリート面のひび割れ部は、ゴムアスファルト系シーリング材で補修する。

ひび割れ幅が 2mm 以上の場合は、Uカットのうえポリウレタン系シーリング材等を充填する。

(iii) 下地の欠損部は、ポリマーセメントモルタルで平滑に補修する。  
支障のある浮き部は、撤去し、ポリマーセメントモルタルで補修する。

脆弱部は、ケレン等のうえポリマーセメントモルタル等で補修する。

ただし、ひび割れ幅が 2mm 以上の場合は、Uカットのうえポリウレタン系シーリング材等を充填する。

- (e) 入隅及び出隅等の補修及び処置

(2) ……塗膜防水を行う場合の入隅は、通りよく直角とし、出隅は丸面とする。

- (f) 架台回り等の処置

設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり、丸環の取付け部、塔屋出入口部等の欠損部及び防水層端部の納まり部は、特記による。

特記がなければ、監督職員と協議する。

## 6 節 塗膜防水

### 3.6.1 適用範囲

この節は、現場打ち鉄筋コンクリート下地に、屋根用塗膜防水材（ウレタン系）を用いて施工する露出防水に適用する。

### 3.6.2 材料

- (a) 主材料

塗膜を形成する材料は、JIS A 6021（屋根用塗膜防水材）の屋根用により、種類はウレタンゴム系 1 類、ウレタンゴム系 2 類とし、使用部位による区分は、平場は一般用又は共用、立上り部は立上り用又は共用とする。

- (b) その他の材料

プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、この節でいうシーリング材、仕上塗料等は、主材料製造所の指定する製品とする。

### 3.6.3 種別及び工程

#### POX 工法及び L4X 工法

- (1) 新規防水層の種別及び工程は、特記による。特記がなければ、表 3.6.1 により、POX 工法の場合は、種別 X-1 とし、L4X 工法の場合は、種別 X-2 工法とする。  
(2) 脱気装置を設ける場合は、特記による。

表 3.6.1 ウレタン系塗膜防水の種別及び工程

種別	X-1 工法		X-2 工法	
工程	材料・工法	使用量 (kg/m <sup>2</sup> )	材料・工法	使用量 (kg/m <sup>2</sup> )
1	接着剤塗り 通気緩衝シート張り	0.3	プライマー塗り	0.2
2	ウレタン防水材塗り	1.5 (注) 1	ウレタン防水材塗り 補強布張り	0.3 (注) 1
3	ウレタン防水材 (1類) 塗り	1.5 (注) 1	ウレタン防水材塗り	1.5 (注) 1 (0.9 (注) 1) (注) 2
4	仕上塗料塗り	0.2	ウレタン防水材 (1類) 塗り	1.2 (注) 1 (0.8 (注) 1) (注) 2
5	——	——	仕上塗料塗り	0.2

(注) 1.表中のウレタン防水材塗りの使用量は、硬化物比重が 1.0 である材料の場合を示しており、硬化物比重がこれ以外の場合にあっては、所要塗膜厚を確保するように使用量を換算する。

2.立上り部はすべて、種別 X-2 とし、工程 3 及び工程 4 を ( ) 内とする。

3.ウレタン防水材塗りについては、工程数を増やすことができる。

4.L4X 工法で既存防水層の表面に層間接着用プライマーを塗布した場合は、工程 1 を省略する。

### 3.6.4 施工

#### (a) 下地

(1) 防水層の下地は、3.2.6 による。

(2) ルーフドレン、便器、配管等と防水下地材との取合いは、シーリング材で置する。

#### (b) プライマー塗り

プライマーは、下地乾燥後清掃を行い、ローラーばけ等を用いて当日の施工範囲をむらなく塗布する。

#### (c) 下地の補強

(1) コンクリートの打継ぎ箇所及び 3.2.6 により補修を行った著しいひび割れ箇所は、幅 100mm 以上の補強布を用い、補強塗りを行う。

(2) ルーフドレン、配管等の取合い、出隅及び入隅は、それぞれ幅 100mm 以上の補強布を用いて補強塗りを行う。

#### (d) 防水材塗り

(1) 防水材は、製造所の仕様により、可使用時間に見合った量及び方法で練り混ぜる。

(2) 防水材塗りは、材料に見合った方法で均一に塗り付ける。

なお、種別 X-2 の場合は、補強布を張りながら塗り付ける。

(3) 塗継ぎの重ね幅は 100mm 以上とし、補強布の重ね幅は 50mm 以上とする。

(4) 種別 X-1、X-2 の立上り部においては、平場部との取合いから 100mm 程度の高さまで、防水材の増塗りを行う。

(e) (a) から (d) 以外は、主材料製造所の仕様による。